

概要

永平寺町国民保護計画

永平寺町

永平寺町国民保護計画の基本

○計画の目的

武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護する

→住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置

○基本的な考え方

基本的人権の尊重、情報伝達体制の確立、災害時要援護者への対応
初動時体制の確立、国民の自発的意思による協力など

○計画の構成

第1章	総則 計画の目的、基本的な考え方、武力攻撃事態の種類、町の責務等
第2章	平常時の備え 組織体制整備、訓練、備蓄、医療救護体制、災害時要援護者支援等
第3章	実施体制 実施体制、応援の要請、情報の収集、提供、住民に対する協力要請等
第4章	避難・救援 避難、救援、輸送、交通対策等
第5章	武力攻撃災害への対処 生活関連等施設の安全確保、退避の指示、警戒区域の設定、防疫、廃棄物対策等
第6章	施設の復旧と生活の安定 被災施設・被災地の復旧、生活の安定

- 地上部隊が航空機や船舶により着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル、航空機による攻撃

国民保護のイメージ



国

警報の発令

避難措置の指示

武力攻撃災害への対処

放射性物質等(NBC)汚染への対処

原子炉等による被害の防止

感染症等への対処

県・町

警報の伝達

住民の避難

避難の指示・避難住民の誘導

武力攻撃災害への対処

警戒区域の設定

電気・ガス・水道施設の安全確保

消火活動・救助活動

避難住民の救護

食品の給与、飲料水の供給

安否情報の収集

住民

要避難地域

危険地域

避難

避難

避難先地域

安全な場所

実施体制

国

県

町

国際情勢等
武力攻撃発生

武力攻撃災害の兆候
武力攻撃の発生

対処基本方針を作成
(閣議決定、国会承認)

対策本部を設置すべき県および市町村を指定

知事

町長

発見者

通知

通知

通報

通知

通知

武力攻撃事態等対策本部

県国民保護対策本部

町国民保護対策本部

- ・対策本部長: 内閣総理大臣
- ・対策副本部長、対策本部員: すべての国務大臣
- ・その他の職員: 内閣官房の職員、指定行政機関の長

- ・対策本部長: 知事
- ・対策本部員: 副知事、教育長、警察本部長、県職員(出納長、各部局長)
(副本部長: 副知事)

- ・対策本部長: 町長
- ・対策本部員: 副町長、教育長、消防長
町職員 (副本部長: 副町長)

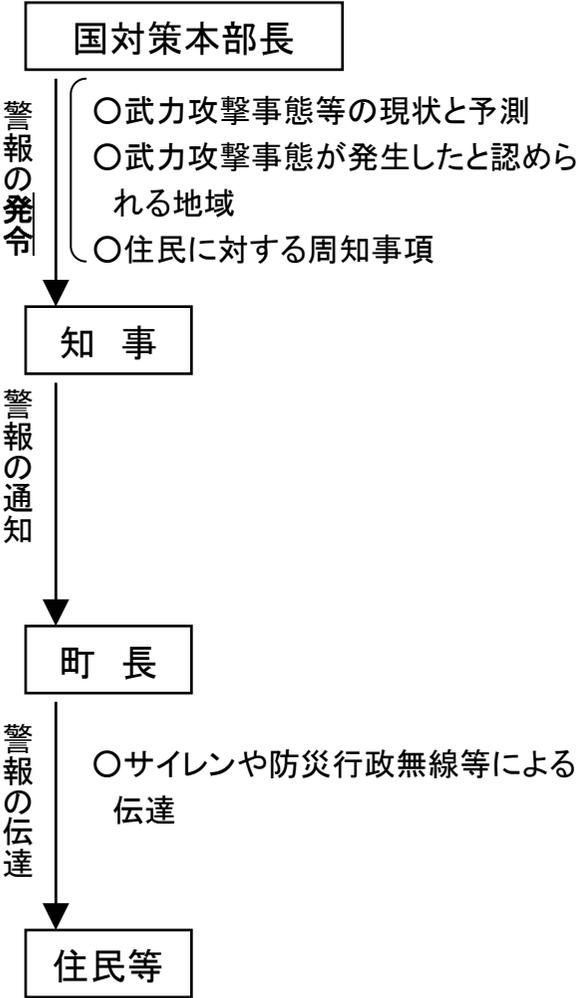
武力攻撃事態等現地対策本部

県国民保護現地対策本部

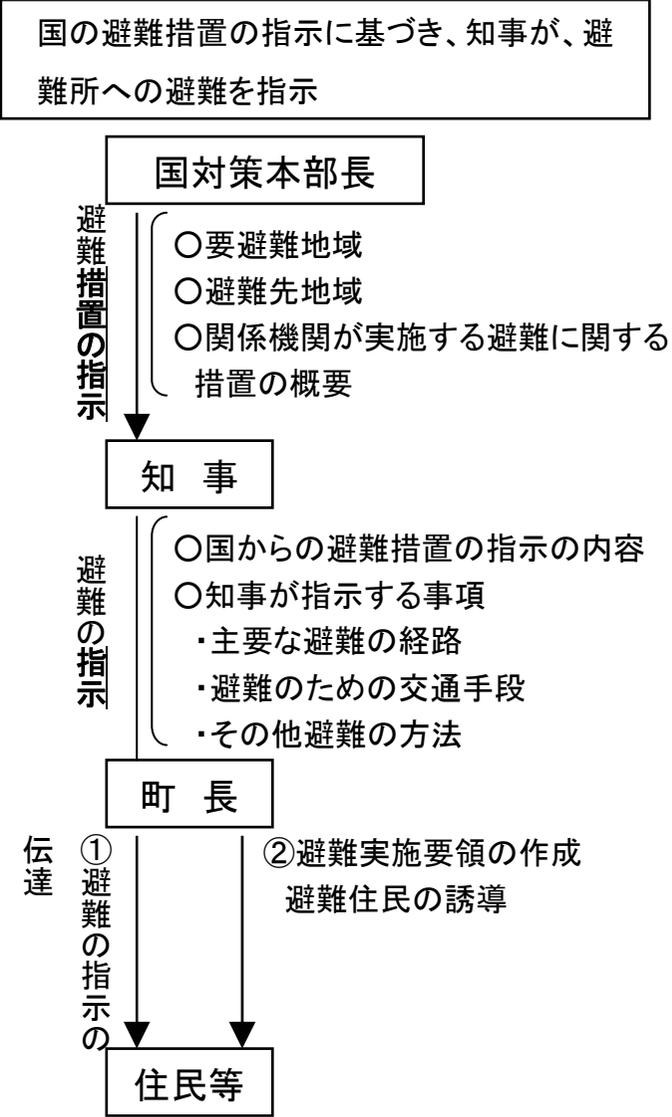
町国民保護現地対策本部

情報の伝達

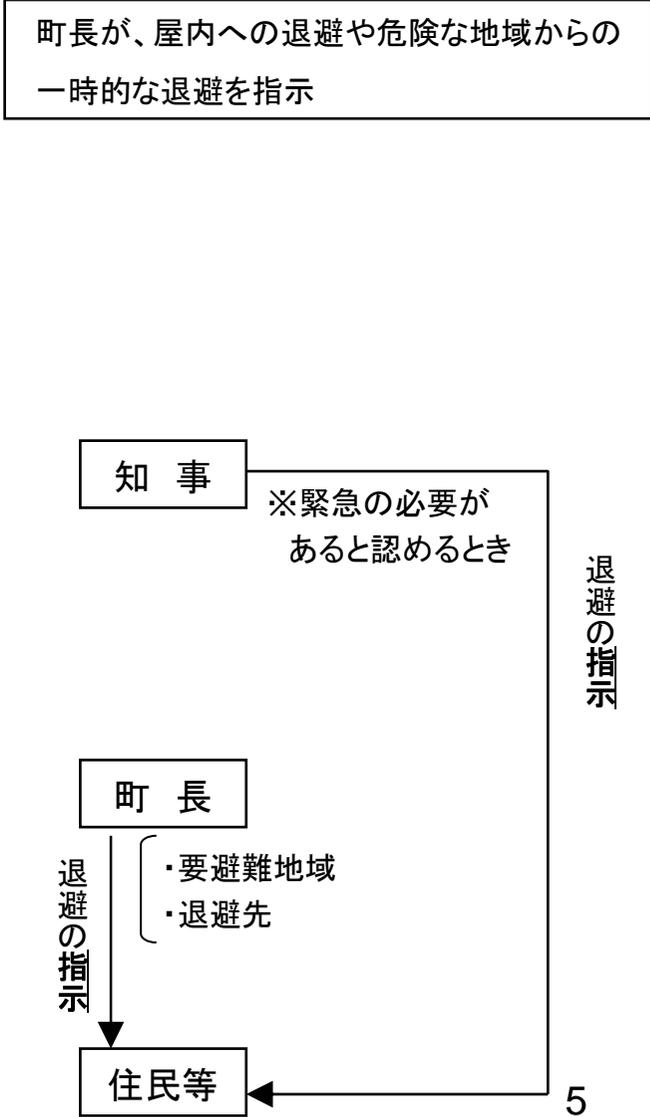
1. 警報の伝達



2. 避難の指示



3. 退避の指示

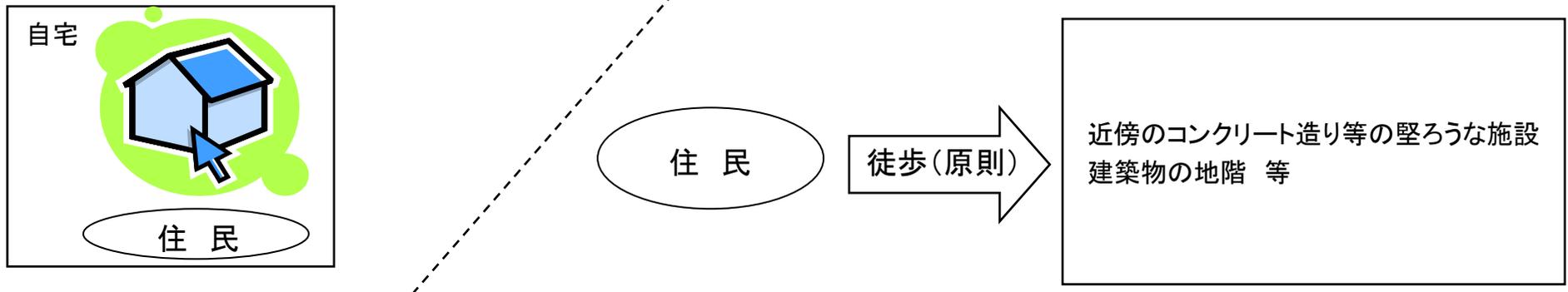


住民の避難

町長は、知事からの避難の指示を受けたときは、住民に伝達

ア 屋内避難

・避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



イ 町内避難・・・町内の避難施設への避難

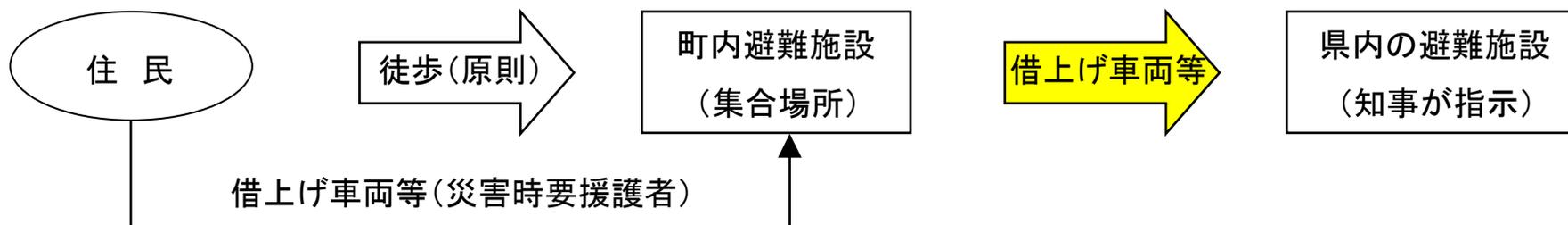
・避難方法 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、バス等の借上げ車両および公用車(これらの車両を以下「借上げ車両等」という。)を補完的に使用する。



ウ 県内避難・・・町の他の地域または県内の他の市町へ避難

・避難方法 町内避難施設への避難はイと同様

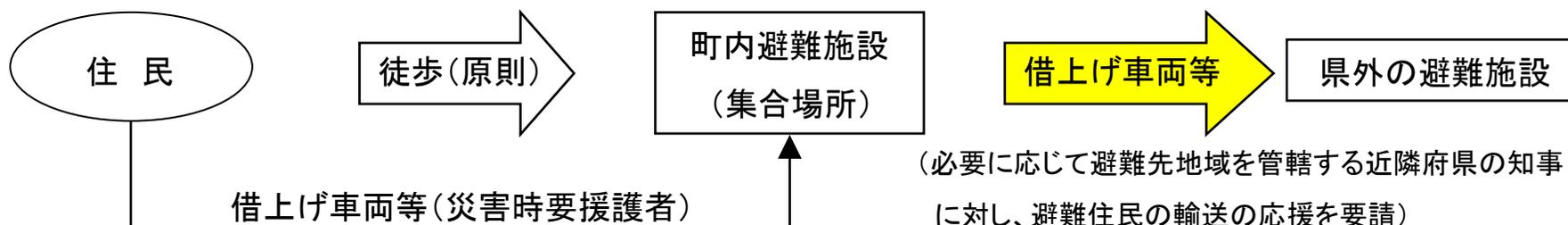
町内避難施設から知事が指示する県内の避難施設までは、借上げ車両等を使用する。



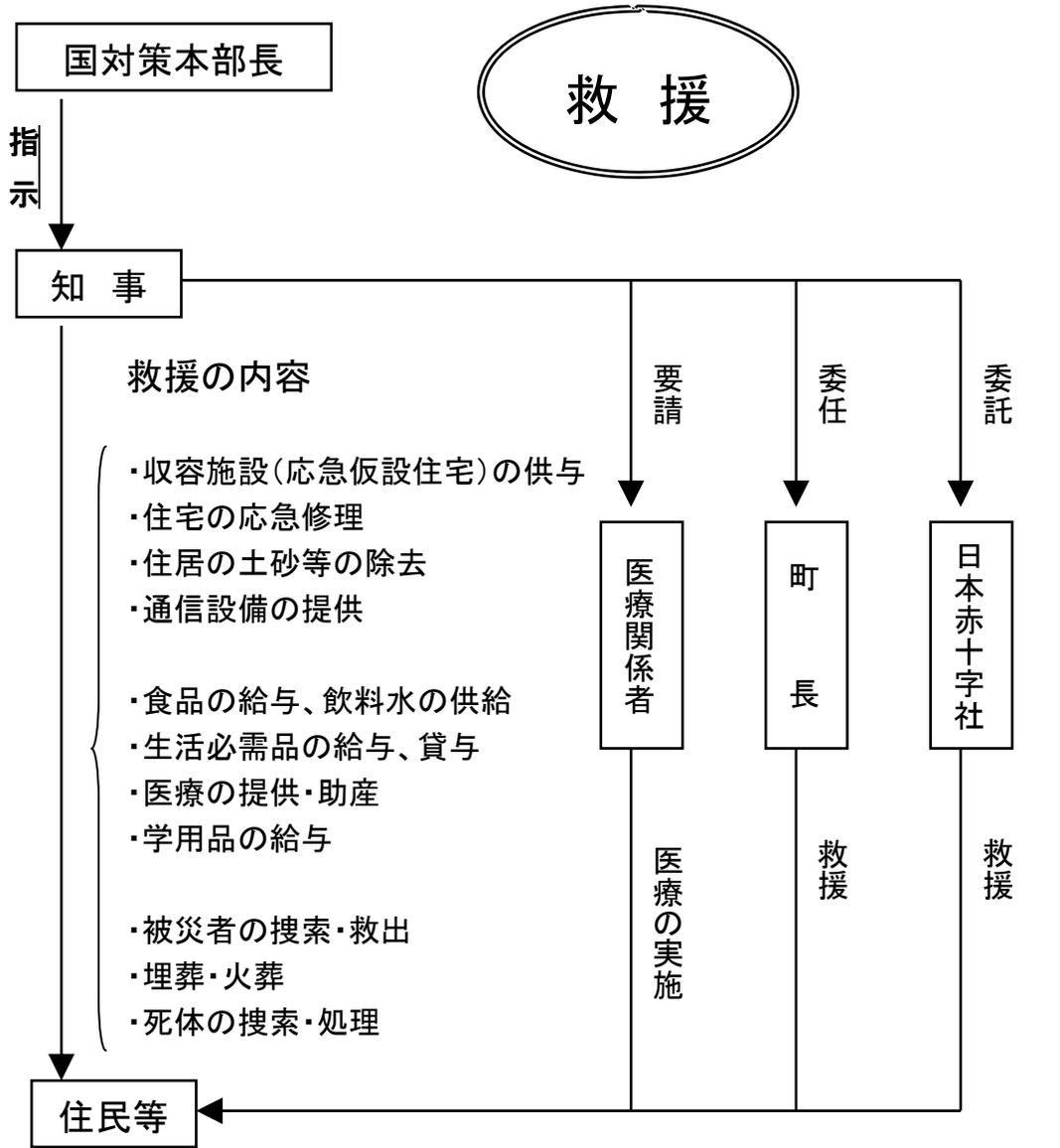
エ 県外避難・・・県外の市町村へ避難

・避難方法 町内避難施設への避難はイと同様

町内避難施設から県外の避難施設へは、借上げ車両等を使用する。



救援・復旧



復旧・復興

被災施設および被災地の復旧・復興

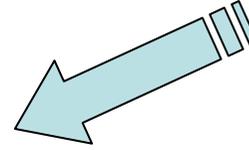
- ・公共土木施設・都市施設等の復旧
- ・大規模被災地の計画的復興

生活の安定

- ・住宅の確保
- ・雇用機会の確保
- ・被災者総合相談センターの設置
- ・金融措置
- ・流通機能回復等

武力攻撃事態とは

武力攻撃事態対処法
での定義



武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② 航空機による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ ゲリラ・コマンドー

緊急対応事態の4類型

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ※ 原子力発電施設等の破壊
 - ※ 石油コンビート、都市ガス貯蔵施設等の爆破

- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ※ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - ※ 新幹線等の爆破

- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ※ 放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射性の拡散
 - ※ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ※ 水源地に対する毒素等の混入

- ④ 破壊の手順として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
 - ※ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ